議案　　号

田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の
廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第７条第４項の規定により、別紙のとおり日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町と協議の上定めることについて、同条第５項の規定により議会の議決を求める。

平成１６年６月　　日提出

田辺市長　脇　中　　孝

田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第４項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

１　田辺市の財産は、すべて新たに設置する「田辺市」に帰属させる。
２　日高郡龍神村の財産は、すべて新たに設置する「田辺市」に帰属させる。
３　西牟婁郡中辺路町の財産は、すべて新たに設置する「田辺市」に帰属させる。
４　西牟婁郡大塔村の財産は、すべて新たに設置する「田辺市」に帰属させる。
５　東牟婁郡本宮町の財産は、すべて新たに設置する「田辺市」に帰属させる。

平成１６年６月　　日

田辺市長　　脇　中　　孝　　龍神村長　　古久保　治　一

中辺路町長　真　砂　充　敏　　大塔村長　　松　本　善　美

本宮町長　　泉　　正　徳